

# 令和6年度特定健康診査・特定保健指導推進研修 実施要領

## 1 目的

本研修は、特定健康診査・特定保健指導（以下、「特定健康診査等」）に従事する者が、特定健康診査等に係る知識や技術を学習することで、それぞれに求められる能力の向上を図るために実施する。

## 2 実施主体

鹿児島県、鹿児島県保険者協議会

## 3 研修受講対象者

- (1) 県保健所の保健師、管理栄養士等
- (2) 市町村で主に特定健康診査等を実施する保健師、管理栄養士等
- (3) 医療保険者で主に特定健康診査等を実施する保健師、管理栄養士等  
※ 鹿児島県保険者協議会に加入している医療保険者
- (4) 民間事業者（特定健康診査等機関）の医師、保健師、管理栄養士等  
※ 特定健康診査等機関として支払基金に登録しており、医療保険者と特定健康診査等の委託契約を締結している民間事業者に限る。ただし、受講希望者多数の場合は、現在特定保健指導に従事し当該研修を初めて受講する者を最優先とする。

## 4 研修目標

- (1) 研修受講対象者のうち3の(1)に該当する者  
地域の特性に応じた特定健康診査等実施者の支援ができること。
- (2) 研修受講対象者のうち3の(2)、(3)に該当する者
  - ① 特定健康診査等事業の企画・実践・評価ができること、又は、特定健康診査等実施者（初任者）の育成ができること。
  - ② 対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること、又は、特定健康診査等実施者（初任者）の育成ができること。
- (3) 研修受講対象者のうち3の(4)に該当する者  
対象者の行動変容を促す保健指導を実践できること、又は、特定健康診査等実施者（初任者）の育成ができること。

## 5 日時・場所・内容

別紙「令和6年度特定健康診査・特定保健指導推進研修プログラム」のとおり

## 6 留意事項

- (1) 修了証書発行の要件については、以下のとおり。  
なお、受講したことの確認としてアンケートを実施する。
  - ① 初任者（保健指導経験年数3年未満）：7月22日(月)、23日(火)の2日間全てのプログラムを受講した者
  - ② 経験者（保健指導経験年数3年以上）：7月23日(火)、24日(水)の2日間全てのプログラムを受講した者
- (2) 研修受講対象者のうち、(2)の対象者については、各地域振興局及び各支庁において実施する地区別フォローアップ研修の企画・運営・評価を行う。
- (3) 本研修受講申込み後、主催者側から電子メールによる連絡を行うことがあるので、常に内容を確認できる環境を各自で整備しておくこと。
- (4) プログラムは今後、若干の変更があり得る。
- (5) 各地域振興局等单位で後日開催予定の地区別フォローアップ研修・地区別保健事業研修の受講を希望する者にあつては、当該推進研修を受講することを推奨する。
- (6) 資料等については、別途、連絡する。